様式第11－１号

水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書

令和　　年　　月　　日

　関東農政局長　殿

　　北海道農政事務所長

　内閣府沖縄総合事務局長

　　　　　　　　　　　　　　報告（誓約）者　住所

　　　　　氏名

　　　　交付申請者管理コード

　経営所得安定対策等実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第２の１の（４）の②、Ⅳの第２の２の（８）の⑥のイ、Ⅳの第２の３の（８）の⑥のイ及びⅣの第２の４の（３）の②の規定に基づき、下記のとおり、出荷・販売状況が分かる書類を提出します。

記

１　対象作物ごとの出荷・販売状況が分かる提出書類

　裏面のチェックリスト中、「今回提出」としたものについては、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを添付して報告します。

「来年の６月30日までに提出」としたものについては、申告どおり、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを提出することを誓約します。

２　交付金の返還

正当な理由なく１で申告した時期までに出荷・販売状況が分かる書類を提出しない場合、又は虚偽の報告をした場合には、その作物に係る交付金を返還します。

【チェックリスト】

|  |  |
| --- | --- |
| 対象作物名 | 出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の提出方法 |
| □ 　麦 | □ 畑作物の直接支払交付金で提出 □ 今回提出 □ 来年の６月30日までに提出 |
| □ 大　豆 | □ 畑作物の直接支払交付金で提出 □ 今回提出 　□ 来年の６月30日までに提出 |
| □ そ　ば | □ 畑作物の直接支払交付金で提出 □ 今回提出 　□ 来年の６月30日までに提出 |
| □ なたね | □ 畑作物の直接支払交付金で提出 □ 今回提出 　□ 来年の６月30日までに提出 |
| □米粉用米 | 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出 |
| □飼料用米 | 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出 |
| □ＷＣＳ用稲 | 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出 |
| □加工用米 | 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出 |
| □新市場開拓用米（産地交付金） | 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出 |
| □飼料作物 | □ 今回提出　　□ 来年の６月30日までに提出 |
| □地域振興作物（産地交付金、水田農業高収益化推進助成、畑地化促進助成、畑作物産地形成促進事業及び畑地化促進事業） | □ 畑作物の直接支払交付金で提出　□ 今回提出　　□ 来年の６月30日までに提出 |

（記載上の留意事項）

（注１）交付申請している対象作物名の□に✓（チェック）を付けた上で、対象作物ごとの出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の確認書類の提出方法について、該当する提出方法の□に✓（チェック）を付けてください。

（注２）畑作物の直接支払交付金（数量払）に交付申請した方で、同交付金（数量払）の交付申請手続において、水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売状況が分かる書類を提出する（提出した）方は、「畑作物の直接支払交付金で提出」の□に✓（チェック）を付けてください（本報告で出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を提出する必要はありません。）。

（注３）対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」（参考様式２）を作成して提出してください。

（注４）飼料作物について、自らの畜産経営の用に供する場合は、「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（飼料作物の自家利用）記録」（参考様式３）を作成・保管し、地方農政局等の求めに応じて提出できるようにしてください。

（注５）麦・大豆等の畑作物の直接支払交付金の対象品目であって、当該交付金の交付申請がなされていない品目及び飼料作物については、収量や交付申請者等が有する給餌記録、放牧の記録等を保管し、地方農政局等の求めに応じて提出できるようにしてください。

（注６）コメ新市場開拓等促進事業に申請した場合は、米粉用米、加工用米及び新市場開拓用米のうち該当する品目にチェックを入れてください。